

○財務省告示第九号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、
平成二十八年十二月二十六日に発行した利付国債
の発行条件等を次のとおり告示する。
平成二十九年一月十二日

財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記 号	二 発行の根拠 の法律及びそ の条項	三 振替法の適 用等
利付国庫債券（十年）（第三百十 九回、第三百二十回、第三百二 十一回、第三百二十二回、第三 百二十三回、第三百二十四回、 第三百二十五回、第三百二十六 回、第三百二十七回、第三百二 十八回、第三百三十二回、第三 百三十四回、第三百三十五回、 第三百四十一回及び第三百四十 二回）、利付国庫債券（二十年） （第五十五回、第六十四回、第 六十七回、第六十八回、第六十 九回、第七十回、第七十二回、 第七十五回、第七十六回、第七 十九回、第八十回、第八十四回、 第九十二回、第九十五回、第九 十六回、第一百十七回、第二十 八回、第二百二十九回及び第三 十回）及び利付国庫債券（三十 年）（第四回及び第六回） 特別会計に関する法律（平成十 九年法律第二十三号）第四十七 条第一項 社債、株式等の振替に関する法 律（平成十三年法律第七十五号）。		

四	発行方法 の適用を受けるものとし、その
五	募入決定の 札にによる発行の利率は、
六	発行額 割り当てる。その応募額を順次
七	払込金額 五千万円（別表のとおり）
八	最低額面金額 の記載又は記録は、最低額面金額
九	振替単位 の整数倍の金額によるものと
十	発行行の日 平成十八年十二月二十六日
十一	発行価格 出た金額 算式により算
十二	利率 （別表のとおり）
十三	経過の払込み り込むものとする。払込期日に払

$$\frac{1 + \left(\frac{100 + \text{表面利率} \times \text{残存年数}}{100} \right)^{\text{第十七号に規定する利回り} + \text{募入利回り格差}}}{100} \times \text{残存年数}$$

十四
利
子

十五
十六
十七
十八
十九
二十

償還期限
償還金額
入札の基
準とする
各発行の
対象債の
利息回り

元利金支
払場所加
入札参加
者
払込期日

の／子に日回
額利率号過と
面のの第十総日
の債債の第の行
の国債からで
の象国債の行
の象対象日
行行對行日
對各發行の翌
行×各日発行
100×各期する
支規100×各期
日支規日

第十号に規定する発行日後の各
発行対象債の支払期を次の期
とし、各支払期においては、
算式により算出し、期が銀行休業
う。に当たると、支払期が銀行休業
日に当たると、支払期は翌営業
日に支払う（償還期限に
同じ。）。

各発行対象債の額面金額×各
発行対象債の利率／100×1／2

（別表のとおり）

額面金額のつぎ、百円
銘柄毎の基準利回りは、平成
八年十二月十一日付で日本証
券業協会が発した公社債店頭
売買参考統計値表に掲載され
平均値の単利一回り（平成
八年十二月十一日午前九時
前に訂正された）は、訂正
後の当該単利回り（とす
る。）

元利金支
払場所加
入札参加
者
払込期日

平成二十八年十二月二十六日

財務大臣から通知を受けた者

(別表)

名称及び記号	利率(年)	償還期限	(発行額面金額)
利付国庫債券 (第十三年回) 百二十九	一・一%	十年平 日十成 二三月十三	百十二億 円
利付国庫債券 (第十三年回)	一・〇%	十年平 日十成 二三月十二	六百一億 円
利付国庫債券 (第十三年回)	一・〇%	日年平 三成三 月三十四	億二百二十三 円
利付国庫債券 (第十三年回)	〇・九%	日年平 三成三 月三十四	一億 円
利付国庫債券 (第十三年回)	〇・九%	日年平 六成三 月三十四	円百九十五億
利付国庫債券 (第十三年回)	〇・八%	日年平 六成三 月三十四	億三百八十四 円
利付国庫債券 (第十三年回)	〇・八%	日年平 九成三 月三十四	億三百八十七 円
利付国庫債券 (第十三年回)	〇・七%	十年平 日十成 二三月十二	十八億 円
利付国庫債券 (第十三年回)	〇・八%	十年平 日十成 二三月十二	九十六億 円

（（利 第二付 六十国 十年庫 九）債 回券 ）	（（利 第二付 六十国 十年庫 八）債 回券 ）	（（利 第二付 六十国 十年庫 七）債 回券 ）	（（利 第二付 六十国 十年庫 四）債 回券 ）	（（利 第二付 五十国 十年庫 五）債 回券 ）	（（利 第二十 回三年 ）百）庫 四 債 十 券	（（利 第一十 回三年 ）百）庫 四 債 十 券	（（利 第五十 回三年 ）百）庫 三 債 十 券	（（利 第四十 回三年 ）百）庫 三 債 十 券	（（利 第二十 回三年 ）百）庫 三 債 十 券	（（利 第八十 回三年 ）百）庫 二 債 十 券
二 ・ 一 %	二 ・ 二 %	一 ・ 九 %	一 ・ 九 %	二 ・ 〇 %	〇 ・ 一 %	〇 ・ 三 %	〇 ・ 五 %	〇 ・ 六 %	〇 ・ 六 %	〇 ・ 六 %
日年平 三成 月三 二十六	日年平 三成 月三 二十六	日年平 三成 月三 二十六	日年平 九成 月三 二十五	一年平 日三成 月三 二十四	日年平 三成 月三 二十八	十年平 日十成 月三 二十七	日年平 九成 月三 二十六	日年平 六成 月三 二十六	十年平 日十成 月三 二十五	日年平 三成 月三 二十五
億二 円百 六十六	円百 八十五 億	八十七 億円	一億 円	七百一 億円	億三 円百 五十四	四十 四億 円	八億 円	億二 円百 四十二	四十 四億 円	百十 四億 円

（（利 回第二付 百十年国 二）庫 十）債 八）券	（（利 回第二付 百十年国 七）庫 十）債 回）券	（（利 回第二付 九十年国 六）庫 十）債 回）券	（（利 回第二付 九十年国 五）庫 十）債 回）券	（（利 回第二付 九十年国 二）庫 十）債 回）券	（（利 回第二付 八十年国 四）庫 十）債 回）券	（（利 回第二付 八十年国 回）庫 十）債 回）券	（（利 回第二付 七十年国 九）庫 十）債 回）券	（（利 回第二付 七十年国 六）庫 十）債 回）券	（（利 回第二付 七十年国 五）庫 十）債 回）券	（（利 回第二付 七十年国 二）庫 十）債 回）券	（（利 回第二付 七十年国 回）庫 十）債 回）券
一 ・ 九 %	二 ・ 一 %	二 ・ 一 %	二 ・ 三 %	二 ・ 一 %	二 ・ 〇 %	二 ・ 一 %	二 ・ 〇 %	一 ・ 九 %	二 ・ 一 %	二 ・ 一 %	二 ・ 四 %
日年平 六成 月四 二十 十三	日年平 三成 月四 十二	日年平 六成 月三 二十九	日年平 六成 月三 二十九	十年平 日十成 二三月 二十八	十年平 日十成 二三月 二十七	日年平 六成 月三 二十七	日年平 六成 月三 二十七	日年平 三成 月三 二十七	日年平 三成 月三 二十七	日年平 九成 月三 二十六	日年平 六成 月三 二十六
三 十 二 億 円	三 十 八 億 円	六 十 五 億 円	百 八 億 円	六 十 億 円	九 億 円	一 億 円	一 億 円	一 億 円	七 億 円	八 億 円	四 十 億 円

（（利 第三付 六十国 回年庫 ））債 券	（（利 第三付 四十国 回年庫 ））債 券	（（利 第二付 百十国 三年庫 十））債 券 回	（（利 回第二付 百十国 二年庫 十））債 券 九
二 ・ 四 %	二 ・ 九 %	一 ・ 八 %	一 ・ 八 %
十年平 日十成 一四 月十 二三	十年平 日十成 一四 月十 二二	日年平 九成 月四 二十 十三	日年平 六成 月四 二十 十三
億三 百六 十二	十 八億 円	百 十四 億 円	五 十八 億 円